

公益目的支出計画の実施完了の確認について

一般財団法人日本船渠長協会

- 1 .当協会は平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行した際、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という。)第 119 条に基づいて、公益目的財産額を公益の目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画を作成し、平成 25 年度から当該計画を実施してきた。
平成 25 年度の計画開始時の公益目的財産額は、24,746,258 円であった。
- 2 .公益目的支出計画の初年度(平成 25 年度)以降の公益実施事業に係る収支実績は、令和 6 年度まで毎年度赤字を計上し、この間の累積赤字額は 25,708,091 円となり、計画開始時の公益目的財産額(24,746,258 円)を上回った。従って、公益目的財産額は令和 6 年度において零となり、令和 6 年度の事業年度終了日である令和 7 年 3 月 31 日をもって公益目的支出計画の実施は完了した。
- 3 .当協会は、第 29 回評議員会において令和 6 年度収支決算が承認されたことを受けて、本件の監督官庁である内閣府に対し、令和 6 年度に係る公益目的支出計画実施報告書の提出及び公益目的支出計画の実施が完了したことの確認の請求を行った。
- 4 .内閣府は、上記の実施報告書の内容について審査を行い、令和 7 年 5 月 26 日、当該審査を完了した。
内閣府より、別添の公益目的支出計画の実施完了の確認書が交付された。これにより、内閣府の当協会に対する監督は終了した。